

麻生ヤマユリ植栽普及会 会則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本会はヤマユリを心から愛し保護育成したいと思う者たちが集い、この花が未来永劫絶えることなく凛として咲き続けることを願うものである。

(名称)

第2条 本会は「麻生ヤマユリ植栽普及会」と称する。

(目的)

第3条 本会はかつてヤマユリの自生地であった麻生の地を、域内のどこでも誰にもその草姿が普通に見られる“百合ヶ丘”として復活再生することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は上記目的のため 次の各号の活動を行う。

1. 地域の自然保護団体とも連携しながら、里山や自然公園へのヤマユリ植栽を積極的にすすめる
2. 地域住民を対象とした播種・育苗の講習会等を行い、ヤマユリ再生への普及活動をする
3. 前2項達成のためにヤマユリに関する資料、文献等を収集する

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は上記目的に賛同し、自らの意思で参加する者を会員とする。

(入会)

第6条 本会への入会は入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出・受理されることによって会員となる。

(退会、会員資格の喪失)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を事務局に提出しなければならない。ただし会員が次の各号に該当したときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき
2. 事務局からの再三の督促にもかかわらず、年会費を1年間以上滞納したとき
3. 正当な理由が無く、本会の活動に2年間以上不参加なとき

第8条 退会は役員会において資格審議され、事務局が通達して発効するものとする。

(違反行為の禁止)

第9条 会員は次の行為を行ってはならない。

1. 本会の活動において法令に違反する行為、公序良俗に違反する行為、および本会の名誉を傷つける行為
2. この会則に違反する行為

第3章 役員および組織

(役員)

第10条 本会の目的及び活動を円滑にするため、次の各号の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以内
3. 事務局長 1名
4. 会計責任者1名、補佐2名程度
5. 会計監査員 2名以内
6. 各植栽地区リーダー 1名

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次の各号のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表する
2. 副会長は、会長を補佐する
3. 事務局長は、本会の運営事務全般を統括する
4. 会計は、金銭の管理、費用の支払い等を行う
5. 会計監査員は、各会計年度の収支決算を監査する
6. 各植栽地区リーダーは、各地区の緑地ボランティアと協働して植栽地の保全管理を行う

(役員の選任)

第12条 役員の選任は次の各号のとおりとする。

1. 役員候補は、総会で選任するものとする
2. 会長、副会長、事務局長、会計、その他役職役員は役員候補の互選により選任する
3. 会計監査員は、会員の中から総会で選任する。会計監査員は他の役職役員を兼ねることはできない

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の解任)

第14条 役員が次の各号に該当するときは、総会の同意を得て、解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
2. 職務上の義務違反その他、役員にふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問)

第15条 本会は、顧問を置くことができる。

1. 本会の運営において特に功績のあった先任者または本会に理解を示す学識者等から選任し、会長が運営委員会の同意を得て委嘱する
2. 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない
3. 顧問は運営委員会の諮問に応ずることとする

(事務局)

第16条 本会の事務局は、所在地を事務局長宅に置き、次の各号の職務を行う。

1. 外部からの問い合わせ対応
2. 会員の入退会管理
3. 会の広報活動に関すること
4. 会の活動記録とその保管に関すること
5. 役員会、運営委員会、定例会議の開催連絡、議事録の作成等、本会の運営に関すること

第4章 会議等

(会議)

第17条 本会の会議は、総会、運営委員会、定例会議とする。

1. 総会は、すべての会員で構成する最高議決機関である
2. 運営委員会は、総会の議決に基づいて決定された細則事項に関する議決および執行。また各活動担当部会責任者の協議機関である。
3. 定例会議は、運営委員会で承認された事業活動の報告、各担当部会からの活動内容を報告・協議する機関である。

(活動部会)

18条 会のねらいを達成するために4つの活動部会を置く。

- ①各植栽地域のヤマユリ植栽保全を行う植栽部会
- ②新植栽地の開発や協働活動など、他団体・他組織と交渉する渉外部会
- ③本会の活動を広く告知する広報部会
- ④植栽講習会を始めとするヤマユリ知識の普及を担う普及部会

(総会)

第19条 総会は通常総会と臨時総会とする。

1. 通常総会は会長が招集し、年1回開催する
2. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の請求があったときに会長が召集する
3. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、事前に委任状が提出されたものは出席とみなす
4. 総会の議長は会長が執り行う

(総会の議決事項)

第20条 総会における議決事項は下記のとおりとする。

1. 役員の任免に関すること
2. 会則の改廃に関すること
3. 前年度の活動報告の承認と、次年度の活動計画の決定に関すること
4. 決算および予算計画の承認に関すること
5. その他、本会の運営のために必要な事項

第21条 総会の議決は、出席者の過半数によってこれを行う。ただし賛否同数の場合は議長の採

決に従う

第5章 会計

(資産、経費)

第22条 本会の資産は事務局が管理し、本会の運営に必要な経費は会費、寄付金、助成金、その他の収入で賄う。

(会費)

第23条 本会の会員は、次に定める会費を事業年度開始月までに納入するものとする。

1. 年会費は、1200円
2. 年度途中に入会した場合は、入会月以降100円／月

(会計監査)

第24条 各会計年度の収支は、監査員の会計監査を受けなければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

1. この会則は平成21年3月10日から施行する。
2. この会則に定めがない事項については、役員会で協議し別途細則事項として規定する。

(平成 24 年4月12日改訂)

「麻生ヤマユリ植栽普及会」細則

運営委員会規定

1. 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、各部会責任者および会計とで構成する。
 2. 運営委員会は、各委員いずれかの要請に基づいて適時、召集開催する。
 3. 運営委員会は、本会の具体的活動を執行するために、事務局または各部会責任者からの課題提案を元に協議・検討し、活動の方向性を示す。
 4. 運営委員会での議決は、全会一致を原則とするが、賛否同数で意見が分かれる場合は会長の採決に従う。
 5. この細則に定めがない事項については、運営委員会で協議し決定する。
- (平成21年3月10日施行)
(平成24年4月12日改訂)

定例会議規定

1. 定例会議は、全会員が参加するものとする。
 2. 定例会議は、原則として月一回(第二木曜日)の開催とし、総務は事務局が執り行う。
 3. 定例会議は、事業活動および各部会の活動が適正に行われているかどうかを全員で確認する。なお、活動部会は下記4部会とする。
 - ①各植栽地域のヤマユリ植栽保全を行う植栽部会
 - ②他団体・他組織との情報交換を通して、新植栽地の開発や協働活動など当会の活動を活性化させる渉外部会
 - ③本会の活動を広く告知する広報部会
 - ④区民へのヤマユリの啓蒙と、育成技術等の普及を担う普及部会
 4. 会員は、上記活動部会のいずれかに所属するものとし、重複担当することができる。
 5. 定例会議での協議は全会一致を原則とするが、賛否同数で意見が分かれる場合は会長の採決に従う。
 6. この細則に定めがない事項については、定例会議内で協議し決定する。
- ① (平成24年4月12日施行)
(平成27年4月16日一部改訂)

事務局規定

1. 事務局は、会則16条に規定された職務を執行する。
 2. 事務局は、事務局長と会計担当3名以内、書記担当3名以内とで構成し、両担当は事務局長を補佐する。
 3. 事務局長は当会に功労のあった名誉会員名簿を管理する。
- (平成21年3月10日施行)
(平成24年4月12日改訂)
(平成27年4月16日一部改訂)